

平成25年第8回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成25年7月23日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成25年7月23日	開会 1時30分 閉会 2時27分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 伊藤 恒子 委員長職務 代理者 鮎川志津子 委 員 宮本 誠	委 員 渡邊 恭秀 教 育 長 津幡 道夫	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 天野 建司 生涯学習部長兼 図書館長事務取扱 西田 剛 生涯学習課長 天野 文隆 庶務課長 関 次郎 学務課長 前島 賢 学務課長補佐 河田 京子 指導室長 河合 雅彦 指導室長補佐 神田 恭司	指導主事 平田 勇治 指導主事 川崎 岳彦 図書館長補佐 上石 弘美 公民館長 大関 勝広 庶務課庶務係長 倉澤 亮	
調 製	佐藤 菜穂子		
傍聴者 人 数	3名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	報 告 事 項	1 「(仮称) 小金井市貫井北町地域センター図書館分室の運営体制について」の答申について 2 その他 3 今後の日程
第 3	代 処 第 7 号	教職員の人事に係る内申の代理処理について

伊藤委員長

皆様、こんにちは。

ただいまから平成25年第8回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、鮎川委員と渡邊委員にお願いする。よろしく願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊藤委員長

日程第2、報告事項を議題とする。順次、担当からご説明をいただく。

まず、報告事項1、「(仮称)小金井市貫井北町地域センター図書館分室の運営体制について」の答申についてを議題とする。ご報告をお願い申し上げます。

上石図書館長
補佐

報告事項1、「(仮称)小金井市貫井北町地域センター図書館分室の運営体制について」の答申をいただいたので、報告する。

お手元に配付した資料、答申書をごらんいただきたい。また、事前配付をせずに申しわけなかったが、諮問書の写しと(仮称)貫井北町地域センター建設実施計画の平面図、図書館部分のものを配付したので、ごらんになりながらお聞きいただければと思う。

では、諮問書であるが、図書館においては3月28日に小金井市図書館協議会に(仮称)貫井北町地域センター図書館分室の運営体制についてを諮問した。諮問内容は諮問書のとおりであるが、諮問内容を読み上げる。

1、諮問事項、(仮称)貫井北町地域センター図書館分室の運営体制について。

2、諮問内容、第4次小金井市基本構想での「市民参加と市民協働」によるまちづくりの推進、そして小金井市第3次行財政改革大綱に掲げられた「市民協働・公民連携等」を基本とした地域を経営する視点に立ち、平成26年4月開館予定の(仮称)貫井北町地域センター図書館分室の運営にあたっては、図書館運営を目的としたNPO法人設立を支援して、同図書館分室運営業務を委託し、市民との連携を図りながら開館日・時間の拡大など、市民ニーズに応え

た図書館分室の運営を図ることを考えている。このことについて、どのような配慮、留意事項が必要なのか、ご意見、ご見解をお示しただきたくよろしくお願い申し上げます。という内容であった。

図書館協議会においては、4カ月間という短い期間で答申をお願いしたにもかかわらず、5回の協議会と4回の小委員会を開催していただいた。開催の日程については答申書の11ページに載っているので、参照していただきたい。ご審議していただいた結果、平成25年7月19日に小金井市図書館協議会会長から、小金井市立図書館長、現在は小金井市立図書館長事務取扱生涯学習部長、西田宛てであったが、そのように答申をいただいた。

では、答申書をごらんいただきながら説明をさせていただく。答申書は、資料4ページを含めて全体で14ページとなっている。大変大部な答申となっているが、初めから説明させていただく。

1ページ目に、はじめにということで諮問文が載っているが、NPO法人に委託するという図書館の考え方が既に示されていた。協議会としては、市民が新しい図書館に期待することを把握して、市民が求める図書館サービスとは何かを明らかにして、図書館運営の基本を示した上で、NPO法人に委託する場合の諸課題について検討するという方向で議論を進めてきたということである。協議会は予定されていた5回を開催したほか、小委員会を4回開催し、広い角度から議論を重ねてきた。この間、5月17日には藤沢市辻堂市民図書館を訪問し、NPO法人による運営の状況を視察してきた。さらに、6月6日には、山口源治郎氏、東京学芸大学教授、この方は小金井市の図書館協議会で3期をお務めいただいた教授であるが、この山口源治郎氏を講師として「図書館のNPO委託を考える」というテーマで小委員会を開催した。

2ページにこれまでの経過と現状ということで、今までの小金井市図書館協議会で諮問を受けて答申をしたという事柄が①②③と書かれている。平成12年に「小金井市のこれからの図書館について」ということで諮問をし、答申をいただいている。また、平成17年6月15日には「図書館運営体制等の見直しについて」ということでまた答申をいただいている。3番目に、平成21年7月9日、「図書館運営体制の見直しについて」ということでまた答申をいただいている。その内容が概略で書いてある。4番目に、貫井北町地域センターを建設するに当たって、平成22年7月に（仮称）貫井

北町地域センター建設市民検討委員会を設置して、2年間にわたって会議を重ね、基本設計及び実施設計を決定してきたということが書いてある。そういった経過などがこちらの2ページのほうに書いてある。

3ページになると、貫井北町地域センターの図書館の施設ガイドが載っているが、こちらのほうは、先ほどの平面図をごらんいただくと、この囲み記事の中の蔵書数とかも書いてあるので、こういった図書館が来年4月にオープンするということになっている。市の第4次小金井市基本構想・前期基本計画の基本姿勢、市民参加、市民協働などについてが記載されている。さらに、小金井市第3次行財政改革大綱における図書館にかかわる内容についても書いてある。次に、小金井市市民協働のあり方等検討委員会の答申書についても書いてある。また、図書館の資格職員の配置についてということで記載がある。

3として、市民の求める図書館サービスと新しい図書館に期待することということで書いてあるが、(仮称)貫井北町地域センター建設市民検討委員会、公民館の地域センター施設研究講座、小金井市子ども文庫サークル連絡会からの要望書、本町・貫井北町地域に読書の楽しさを紹介する会からの要望書を含め、地域の要望について多岐にわたり箇条書きで書いてある。こういった各連絡会や紹介する会からこのような期待される図書館ということで書いてある。箇条書きでかなりの量が皆さんのご意見ということで列挙されている。さらに、これからの市民の意見や要望を生かした図書館運営の実現について望んでいるというふうに書いてある。地域に根ざす地域の図書館として、地域住民に親しまれ、乳幼児から高齢者まで居心地のよい、敷居の低い図書館運営を目指してほしいということが載っている。

6ページの4、図書館運営の基本ということで、小金井市立図書館運営の基本方針というものが4月に改訂版が出され、そのところで、図書館は、資料、職員、施設、それに市民が加わって構成され、相互に作用することによって発展していくと述べた上で、職員は、図書館の目的の実現者であり、図書館サービスを達成する原動力であると、図書館職員の重要性を明記している。

そしてさらに、こちらのほうが改訂版で私どもが強く思ったところであるが、「市民と図書館がよきパートナーとなって協力し合い、

図書館サービスの向上に努めなければならない」と定めているというところも列挙され強調されているのが特徴かと思う。

さらに、文部科学省による図書館の運営及び運営上の望ましい基準について紹介されている。こちらのほうは、「運営の基本の中には、図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする」と述べ、専門的職員を確保して、運営体制を築くことが必要であることや、図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該管理者との緊密な連携の下にこの基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする」と定めていることを留意点として述べている。

次のページになると、日本図書館協会の、図書館事業の公契約基準についてということで紹介されており、「図書館は住民の生涯学習を保障する教育機関として教育委員会が直接管理運営すべきであり、司書に課せられている専門業務については委託すべきではない」という考えを示している。その上で、図書館の管理運営の形態はそれぞれの自治体みずからが判断するというふうに、地域の実情に応じた図書館業務の外部化について、それが適切であるかどうか、一層の検討が求められると指摘している。

次、真ん中の5番、図書館運営上の配慮・留意事項。諮問に対しての一番の配慮・留意事項ということで諮問したので、こちらがメインということになると思う。こちらのほうは1番から19番まである。

(1) NPO法人への業務委託。ここでは図書館業務をNPO法人へ委託する場合に考えられる諸課題を取り上げ、貫井北町地域図書館の運営について検討する中で出された意見を以下に述べる。

- ① 市民が参加するNPO法人を設立することによって、市民自らが図書館の運営の担い手となって、市の目指す「市民協働・公民連携」の図書館運営が実現できるように配慮願う。
- ② 市民がこれまで培ってきた市民力を図書館サービスに取り入れるよう配慮が必要である。
- ③ いままでも市民要望の高かった図書館の開館日・開館時間を拡大するよう配慮願う。
- ④ NPO法人がもつ専門性（図書館業務に特化した組織）を貫井

北町の地域ニーズに合う形で実現できるような配慮が必要である。

⑤ 既存の人事では市職員は定期的に異動するため、図書館の仕事を長く継続することができず、専門性の蓄積が困難になりつつあるが、NPO法人は司書・司書補等の有資格者を採用し、長期にわたって勤務することが可能な労働条件等を確保して、職員が経験や専門的知識を蓄積することができるように配慮願う。

⑥ 上記によって、図書館サービスの各分野における専門性が確保され、図書館サービスが向上するような配慮が必要である。

⑦ 多様な市民の要望を踏まえて、計画的に図書館の運営を行ってきた直営方式の経験の蓄積をNPO法人へ継承できるように配慮する必要がある。

⑧ NPO法人は、市が定めた委託内容に従って図書館業務を行うため、日常の業務を通じて市民の声に接するなかで業務の改善を感じたとしても、それを市に伝え、市の判断により委託内容の変更が行われなければ、改善が行われにくいと考える。したがって、多様な市民要望を不断に生かす運営体制を確立しておく必要がある。

⑨ 図書館の正規職員に専門性を維持できる体制をつくり、貫井北町地域図書館の主要な業務内容の判断や決定を正しく行うことができるようにする必要がある。

⑩ 新しい図書館の機能を有効に活用するためには、数多くの市民や団体との連携が欠かせないが、市民と連携して運用する業務には、図書館の事業計画などで市職員でなければコーディネートが難しい分野があるので、配慮する必要がある。

⑪ 行政が支援して立ち上げようとするNPO法人は、互いに対等、平等の関係を保つことが原則となる。

⑫ 開館日・開館時間を拡大するには、NPO職員の労働条件や労働環境が確保されるように、市財政の支出が十分になされる必要がある。

⑬ NPO法人は営利を目的としない活動を行うため、図書館のように収益をあげることを目的としない機関には適している。ただ直営方式により運営費の削減の可能性があるとはいえ、NPO法人の収入は市からの委託料が大半を占めるため、委託事業の積算が適正に行われ、必要な運営経費に不足が生ずることなく、図書館サービスの質が保たれ、安定的な活動が維持できるように配慮する必要がある。

- ⑭ 窓口業務を行うNPO法人の職員が選書も行う場合に、市の職員が行う選書との調整を十分に行い小金井市全体の蔵書構成が揺らぐことがないようにする必要がある。
- ⑮ 貫井北町地域図書館は、国分寺市に近い立地にあるので、国分寺市民の利用が想定できる。小金井市民は国分寺の図書館を利用することができないことを考えると、相互利用ができる方策を考える必要がある。
- ⑯ 近隣の教育機関と連携するとともに、児童・生徒・学生のボランティアを受け入れて、図書館サービスの活性化を図る必要がある。
- ⑰ 貫井北町地域図書館の開館日・開館時間を拡大する場合には、既存の直営館との関係調整が求められる。
- ⑱ 受託したNPO法人とともに、幅広い市民との協働が図れるような配慮が必要である。
- ⑲ 図書館を活性化するためのNPO法人独自の活動（イベントの企画や古本市の開催など）が行えるような配慮が必要である。

以上、19項目の配慮・留意事項ということで挙げてある。

9ページに、なお書きということで、NPO法人への委託における配慮すべき事項に関連して懸念される意見があった。ということで、市の目指す「市民協働」実現、図書館の開館日・開館時間の拡大、直営方式の経験の継承、職員の専門性及び経費削減に関しては、十分に検討した上で新しい図書館の運営を図られることを望む、という意見が付記されている。

(2)で市民協働による図書館の運営ということで、それぞれの必要性を述べられており、上から9項目にわたるので、述べる。1として、図書館の運営方針等の保持について、2、市立図書館の運営のノウハウの継承について、3、ほかの市立図書館と同様のサービス水準の維持・向上について、4、司書、司書補、司書教諭の採用による長期にわたり安定して仕事を続けられる体制について、5、十分な研修の保障について、6、図書館運営における市民協働の原則の遵守について、7、図書館が扱う個人情報の保護を徹底させる仕組み確立について、8、危機管理体制の確立について、最後に、公民館と図書館の連携体制の構築ということが、運営に当たってそれぞれ必要だということを述べている。

最後、10ページであるが、むすびとして、今回の（仮称）貫井北町地域センターの建設は、市民参加のもとで小金井市のまちづく

りの一環として進められてきた。この間、小金井市立図書館のあり方についても市民と図書館とがともに考える好機であったと考える。貫井北町地域図書館の開設は、長い間の市民の願いであり、来年4月に予定どおりオープンできることを願っている。これからの準備期間に行政として研究・検討すべき課題は多くあるが、本答申を十分に斟酌していただき、市民から歓迎される貫井北町地域図書館の実現をしていただきたい。最後に、私たちは貫井北町地域図書館が市民にとって素晴らしい図書館となり、市民に大いに利用されることを期待するとともに、オープンの日を楽しみにしている。

第12期小金井市図書館協議会、会長以下、9名の名前が載っている。

11ページの審議経過、こちらもごらんいただいて、12ページからの基礎資料ということで、表が1、2、3とあって、こちらの表は協議会の審議及び小委員会でこれらを参考にして協議・議論していただいた基礎資料となっているので、ごらんいただきたい。

以上で説明となる。

伊藤委員長

長いご説明ご苦労さまであった。ありがとう。

何かご質問等あるか。

鮎川委員長
職務代理者

図書館協議会の方々がお忙しい中、何回も協議会を重ねてくださり、また、先行事例の藤沢にもいらして、いろいろ見てきてくださったということで、ただただ頭が下がる。第4次小金井市基本構想の市民参加と市民協働の流れに沿っていろいろ考えてくださった点も、ほんとうにありがたいと思った。天野部長の前で第4次基本構想のことを言うのもおこがましいが、たくさん勉強させていただいた。

この中で1点質問である。先ほどご説明いただいた中で、例えば選書についてなど、細かな部分まで書かれているが、現時点で、NPO法人へ委託される部分と、市のほうで担当する部分が決まっていたら、教えていただけるか。基本的なことが決まっているのか、特にまだ決まっていないのか。

上石図書館長
補佐

こちらのほうでNPO法人に行政主導ということで順に検討している段階であるが、委託業務の内容として、図書館資料の収集、こ

ちらは選書も含むが、整理、保存及び利用に関する業務、図書館資料の閲覧及び貸し出しに関する業務、読書相談及び参考業務に関する業務、障害者サービスに関する業務、読書会・研究会・映写会等利用者サービスに関する業務、地域文庫等の育成、協力に関する業務、ほかの図書館との相互協力に関する業務、その他図書館運営に関する全ての業務ということで、貫井北町分室の運営に当たってほとんど全てをNPOの方にやっていただくという考えである。

鮎川委員長
職務代理者

わかった。ありがとう。

宮本委員

今回、諮問をされているわけであるが、これ以前にどういうことが検討されたとか、議決されたということをお聞きしたい。今回、北町地域センターの運営を、NPOをつかって、それに任すという具体的なことを諮問されているわけであるが、まず、NPOへの運営委託を決定したということは、当然検討されたわけですね。それはいつされているのか？。ちょっとこの資料しかないのでもわかりませんが、この資料には平成21年での協議会で直営方式がいいのではないかという答申をしたと。その次の22年に市政のほうでは民間活用ということであります。平成26年には図書館の行政改革の一部として民間活用を実施する。ということが決まっています。教育委員会の中の図書館事業であれば、教育委員会で北町センターはNPO法人に依頼するという決議があつて、それから今回の諮問になるのが筋ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか？。

西田生涯
学習部長

北町地域センターの建設事業については平成21年8月、ここに3つ諮問・答申が出て、最後の答申が出たその後に事業を行うという決定をしており、その際に、この施設は図書館と公民館の分館・分室から成るということ、運営については正規職員を配置しない方向で調整をすることということが、行政として、小金井市としては、そのような方向性で検討しようという話になっていたというふうに聞いている。その後、教育委員会でどのような方向性で決定というか、そういう方針が承認されたかどうかというのは、私が参ってからちょっと記憶にはないが、その前にやられた記録がある

のかどうかというのは探してみないとちょっとわからないが、いずれにしても、基本的にはそういう市の考え方があって進んできているということになっている。

宮本委員 そうすると、教育委員会と市の方策との関係はどういう立場にあるかと考えた場合、市のほうが優先されるというふうに考えるわけか。

西田生涯
学習部長 今回は、こういう考えをお示しして、諮問をして、答申をいただいた。それで、今回、教育委員会で報告をさせていただいて、ご意見をお聞きしているが、市としての最終決定、この答申を受けてどうするかというのは、今日のご意見を聞いてから決定するということになっているので、教育委員会のほうが先に公になって、その中で市の最終的な決定をしていくという流れになっている。この後どうなるのかというと、今日の結果をお聞きした上で、市のほうでは最終的にこの答申を受けてどのような考え方で臨むのかというのを決定していくというふうになっている。

宮本委員 今、答申書の一番初めのページの、「はじめ」というところで、「この諮問文を読んでもみると、北町センターに開設する図書館運営がNPOに依頼されるということは既成事実として決まってしまう」と書いてある。だから、それを協議しないで、その先のことを協議すると書いてあるではないか。

西田生涯
学習部長 基本的にこのところではあくまでも市の考え方を言っていて、その場合どうだろうかと聞いているので、ここには、決定しているという書き方にはなっていない。ただ、考え方を示しているのは事実である。したがって、答申書のほうにも図書館の考え方は既に示されているというふうな書き方になっているということである。決定が示されているというわけではない。

伊藤委員長 いかがか。

渡邊委員 9ページの下に、危機管理体制をしっかりと確立してほしいという項目が載っているが、数カ月前、他市だったと思いますが、図書館

を管理しているベテランの、たしか女性の方だったと思いますが、本を大量に横流ししたということがありました。ブックオフという場所もあるので、買ってくれるところもあるらしいが、逆にベテランだと、そういうことが抜け道というか、自由になるし、任せきりだとその部署を管理する担当者も楽ということがあるので、これは、表と裏の関係なので、逆にチェックするシステムをしっかりとっておけば、そういうことも未然に防げるということがあると思うので、確立をしっかりとしてほしい、そのような意味のことが書いてあるので、具体的に何かしていただきたいと思います。

伊藤委員長 実行に際してのことも。

渡邊委員 そうです。形だけでなく、具体的に何かをしていただきたい。

伊藤委員長 配慮すべきではないかということである。

宮本先生、それでいいか。確かに、この答申書は付言することを考えているが、このことについて配慮・留意点と考えるという諮問になっている。ということは、NPO法人にするかどうかということの検討はこの諮問には入っていない。ということは、それはもう決定事項であると。それをしていく上でどのような配慮事項があるかということずっと検討がされてきた。チェック体制もその一つであるというような理解でよろしいか。宮本先生は、NPO法人にするかどうかという検討はどうだったのかというご質問だったというふうに思うが。

西田生涯
学習部長 申しわけない。決定事項として聞いていたわけではなくて、図書館としてこう考えているということについていかがかと聞いている。それに対するお答えをいただいている。市としてNPOでやるという決定は、この後、教育委員会、また26日にもあるのかもしれないが、こういうご意見をいただいた後に、ほんとうにNPOでやるのかどうかということも検討しながら決定をさせていただきたいと思っているということである。

伊藤委員長 NPOにどのような方が入ってこられて、どうするかということも今後の検討課題ということか。

西田生涯
学習部長 NPOのいろいろなそういう仕組みづくりとかというのは、これからの話になる、これでやるという場合には。

伊藤委員長 市民が入ってほしいとか、いろいろなそういう要望もこの文章の中にあっただので、市民連携、市民主導というのか、そういう形でのNPOをと、NPOに対する望みも書かれているという理解でよろしいか。

西田生涯
学習部長 そうである。

伊藤委員長 教育委員会としてのやるべきことも、この答申書にはうかがえると、そんなような判断でいいか。
ほかにあるか。

鮎川委員もおっしゃったように、大変ご苦勞いただいた第12期の小金井市図書館協議会の方たちが真剣にご討議くださって、オープンの日を楽しみにしているという言葉であるので、より市民の望みに沿って、老若男女であろうか、全ての方々にプラスになる市民センター、(仮称)貫井北町になることをただ望むばかりであるが、ほかにあるか。いいか。

今後はまたもう一つ答申が出てきたときにあわせて考えていくという考え方でよろしいか。

では、ここで報告事項1は終わりにして、報告事項2、その他に移る。

その他、学校教育部からあったら報告をお願いします。

天野学校
教育部長 学校教育部のほうは学務課及び指導室から報告があるので、学務課のほうからお願いします。

河田学務
課長補佐 新しい経営方法による小学校給食調理業務について、報告をさせていただきます。

平成25年9月から二小、四小、前原小、緑小、南小の給食調理業務を委託することになり、業者の選考の経過と今後のスケジュールについてお知らせする。

委託事業者の選考は公募型プロポーザル方式で行っている。教育委員会・市長部局の管理職、栄養士、調理員で構成する選考委員会を設置した。委託事業者を募集し、14社から申し込みがあった。第1次審査は書類選考である。各選考委員による評定の合計点の順に5社を選考した。第2次審査はプレゼンテーションとヒアリングを行う。7月26日金曜日13時30分から、前原暫定集会施設A会議室において、1次審査通過の事業者5社による公開プレゼンテーションを実施する。第2次審査の結果、8月上旬に委託業者を決定することになる。

委託校5校では、8月中旬より各学校へ直営の調理員から委託業者の調理員へ引き継ぎを行い、給食提供前に学校内での試食会を行う。直営校、委託校ともに、新たな体制で2学期の給食をスタートできるように準備を進めてまいる。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問、ご意見はあるか。

大変スケジュールが詰まっていて、学務課としては大変だと思うが、後からこうだったほうがよかったというのでは大変なことになるので、どうぞ細心の注意で。でも、14社、多かった。大変多くの方が応募してくださったということはありがたいことだというふうに思うが、何かご質問あるか。よろしいか。

それでは、次は。

河合指導室長

いじめにかかわる法律について連絡をさせていただく。

いじめ防止対策推進法については、平成25年6月21日に参議院本会議で可決・成立した。この法律については、設置者及び学校等に対していじめ防止に向けた義務などを定めているものであり、法的拘束力も出てくるものでもある。本日は、参考までに文部科学省が示しているいじめ防止対策推進法の概要を示させていただいた。概要にあるように、一の総則から五の雑則まで、具体的ないじめの対策についてその対処措置などを制度化したものとなっているものである。

説明は以上である。

伊藤委員長 何かご質問、ご意見等、よろしく願います。

渡邊委員 基本的なことであるが、これ以前にいじめの定義というのはないのか。

河合指導室長 文部科学省からいじめの定義が示されているところである。具体的な内容について、今、以前のものは、手元に資料を持ってきていないが、いじめられた本人がいじめと感じたときにいじめという捉え方をするという定義があったかと思っている。

渡邊委員 ただ、第三者が見て、明らかに客観的にいじめだと判断しないと、自分から言わない場合が非常に多いと思うので、両方の必要性があると思う。

河合指導室長 今回の概要のところの一番上にも示させていただいているが、いじめの定義も、総則の第一章のところ、「いじめとは」ということで、書かれているところである。補足させていただいた。
以上である。

伊藤委員長 ありがとう。

鮎川委員長
職務代理者 昨日お招きいただいた生徒会の話し合いでのいじめといじりはどう違うのかというようなお話も、生徒たちの間で議論がされていて、難しい部分も多々あると思う。今回、いじめ防止対策推進法がつくられ、この法律には教育委員会や学校が取り組まなくてはいけないこともあると思うが、いかがか。教育委員会として取り組まなくてはいけないことや、また、学校の先生方はもちろんご存じでいらっしゃると思うが、どのようにこの法律を学校にお伝えになっていらっしゃるのか、教えていただけるか。

河合指導室長 お配りした資料にあるように、二のいじめの防止基本方針等の中には関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会の設置や、三の基本的施策・いじめの防止等に関する措置の中に触れられているように、学校の設置者や学校が講ずべき基本施策が示されたりしているところである。こういったことについては、示された基本施

策について整理をして、学校に働きかけていきたいと考えている。また、学校のほうについては、この法律に関する通知やこれのまとまった資料を送らせていただいている。また、7月の副校長会の最後に、この内容に触れながら学校として意識を持って取り組んでほしいということを連絡をさせていただいているところでもある。

以上である。

鮎川委員長
職務代理人

ありがとう。

いろいろ取り組みをお考えいただいているということである。今までの小金井市でもいろいろな対策をしてくださっていたり、指導室の先生方が取り組みをされていたことはもちろん存じ上げているが、この法律ができたこと、法制度によって、新たな取り組み、変化が起こると考えてよいのか。

河合指導室長

今、お話しいただいたように、小金井市においては、昨年10月1日に「いじめのないまち小金井宣言」を出させていただいたり、学校でも児童会・生徒会を中心にいじめ撲滅に動いているところである。教育委員会としても、昨年度、いじめ問題対策支援チームを立ち上げたり、関係者を集めて、小金井市子どもネットワーク協議会を開いて、いじめ問題に関する学校・家庭・地域の連携について話し合いを持ったりしたところである。今回、この法律によって法制度ができ上がったことで、学校や関係機関のガイドラインづくり等が進められることになって、そして学校と関係機関等が一緒になっていじめを撲滅していく、そういったことを進めていきたいところである。

鮎川委員長
職務代理人

わかった。ありがとう。

伊藤委員長

法律をつくらなくてはならなかったということが、教育の力の足りなかったところかなというような思いをさせていただくが、これができることによって、より、心身共に苦痛がある子どもに対してどうしなくてはいけないかということがはっきりしたり、関係機関との連携が形の上ではっきりしてきた。迷わずに学校が指導ができるという受け取り方もさせていただいている。

ほかにあるか。

鮎川委員も先ほどおっしゃったが、昨日行われた中学校の生徒会の役員たちが集まって、それぞれの学校のいじめに対する取り組みを述べていた。ほんとうに感心した。中学生ってこんなにも立派なものが考えられるのだなど。そして、一人一人がいじめをなくしていくんだという思いを持たせるために、生徒会として、学校としてどう取り組んでいくかということで、ああいう取り組みこそがこういう法律にまさるものではないかというふうに受け取らせていただいた。ご指導いただいた指導室や各校の先生方に心より感謝と敬意を表したいなというふうに思った。

その中で、さっき渡邊委員がおっしゃったように、何がいじめなのかとか、どこまでがとかいうようなことを超えて、人間関係のある中で、心理的、物理的に、被害をこうむった、その行為者ではなく、受けた者の心を対象にしていくんだというような文科省の文章があったので、やはりその受けた者が、僕は今、嫌なんだ、私は悲しいんだということをどう声を上げていくか。その声が上げられないということ、さっきもお話があったが、声を上げさせるためにはどうするのかということを考えていくのが大人たちではないかであった。声を上げたら必ず助けてくれるんだよ、助けてくれる人がたくさんいるんだよということを子どもたちに感じさせていくことが大事なんだなということを、きのうの生徒たちの話を聞いて感じさせていただいた。ぜひ小金井からはいじめで心身に傷つく子どもも大人もなくなることを、これを機会に考えていきたいというふうに思う。

ほかにあるか。渡邊委員、よろしいか。

渡邊委員 はい。

伊藤委員長 それでは、学校教育部からほかにあるか。

天野学校
教育部長 以上である。

伊藤委員長 では、生涯学習部からあるか。

西田生涯
学習部長

特にない。

伊藤委員長

それでは、その他は終わりにして、報告事項3、今後の日程についてお願いする。

倉澤庶務課
庶務係長

教育委員会の今後の日程について報告する。

東京都市教育長会研修会が7月24日水曜日、午後2時から東京自治会館4階講堂で開かれる。全委員の出席をお願いする。

東京都市町村教育委員会連合会平成25年度第2回研修推進委員会が8月1日木曜日、午後2時から東京自治会館第8会議室で開かれる。こちらは委員長の出席をお願いする。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会平成25年度第3回研修推進委員会（兼）平成25年度第2回常任理事会及び平成25年度第2回理事会・平成25年度第1回理事研修会が、8月22日木曜日、午後1時から東京自治会館第8会議室・大会議室で開かれる。こちらも委員長の出席をお願いする。

第9回教育委員会定例会が8月27日火曜日、午後1時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いする。

第10回教育委員会定例会が10月8日火曜日、午後1時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いする。

続いて、こちらには視察場所が未定のため記載をしていないが、東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修会が10月11日金曜日、場所はまだ未定であるが、開催する予定である。こちらも全委員の出席をお願いする。

報告は以上である。

伊藤委員長

7月26日の件はよろしいか。

関庶務課長

今後の日程では記載がないが、7月26日に教育委員会臨時会を午後3時から、場所は801会議室で行いたいと思うので、よろしくをお願いする。

伊藤委員長

よろしいか。

以上で報告事項を終了させていただく。

次に、人事に関する議案がある。

委員長は、本案は小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、いかがか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

では、異議なしと認め、秘密会を開会する。

準備のため暫時休憩する。傍聴人におかれては席を外していただくことになるので、申しわけないが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時27分

伊藤委員長

再開する。

本日の日程は全て終了した。これをもって平成25年第8回教育委員会定例会を閉会させていただく。ありがとう。

閉会 午後2時27分